

緩和医療専門薬剤師制度の今後の進め方について③

一般社団法人 日本緩和医療薬学会
代表理事 塩川 満
専門・認定制度委員会委員長 岡本 禎晃
教育研修委員会委員長 中川 貴之
試験委員会委員長 金子 健

2021年1月15日に「緩和医療専門薬剤師」認定制度の募集要項を公示致しました。

本制度を進める上で、2020年3月「緩和医療暫定指導薬剤師」「緩和医療専門薬剤師研修施設」を募集しましたが、コロナ禍になり、緩和医療専門薬剤師の募集は先送りとなり、その間「緩和医療専門薬剤師制度ワーキンググループ」を立ち上げ、「ガイドライン、コンピテンシー及びその評価方法や基準」を明確にしました。それを受けこの度、2021年2月から緩和医療専門薬剤師の募集開始となりました。

なお、今回のワーキンググループに参加いただきました暫定指導薬剤師の皆さまには、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。

また、併せて、「緩和医療専門薬剤師研修施設」において、緩和医療暫定指導薬剤師による研修を2021年1月より開始しますので、改訂した「研修コアカリキュラム 第2版」「研修ガイドライン 第2版」および「研修マニュアル」も併せて公開致します。

本専門制度の今後の年次スケジュールを以下に示します。

- ・暫定指導薬剤師募集* 7月募集開始、9月決定し、翌年1月1日から指導開始
*この募集は2025年度まで継続
- ・研修施設募集 7月募集開始、9月決定し、翌年1月1日から研修開始
- ・専門薬剤師募集 1月公募開始、5月決定

本学会では、緩和薬物療法認定薬剤師制度を2010年4月に立ちあげ、2021年1月現在779名の認定薬剤師を認定してきました。そのうえで今回、専門制度を発足した目的は次のように考えております。

まず、学会としては、緩和ケアを必要としている患者さん、ご家族に緩和ケアチームの一員として早期に関わり、様々な苦痛を取り除くことに積極的に貢献できる緩和医療域に精通した薬剤師を育成することが学会の役割であると考えております。そのためには、より専門性が高く、秀でた実践能力を備えた薬剤師を認定薬剤師の中から育成する必要があると考え、この度、緩和医療専門薬剤師制度を発足させました。

緩和薬物療法認定薬剤師は、緩和ケアに関する総合的な知識を有し、疼痛マネジメントなどを含む緩和薬物療法に特化した知識と実践能力を有していますが、今回開始する緩和医療

専門制度では、現在認定している認定薬剤師が臨床で一定以上の経験をもち、研究や教育能力を兼ね備えた薬剤師であるべきと考えています。すなわち、対人およびチーム医療でのコミュニケーションスキルなどの実践能力を十分に兼ね備え、緩和医療領域における最先端の薬物治療に関する調査や研究も行える、アウトカムをしっかりと学会や雑誌に報告できる等の学術的発展に寄与できる能力を有し、一方では、教育研修能力もあり後進薬剤師の育成が出来、医師、看護師等の医療者への教育もできる人材です。

そのような専門性の高い薬剤師を、向こう5年間は、上記の資質を既に兼ね備えていると当学会が判断した暫定指導薬剤師に育成していただきますが、先々は5年間専門薬剤師としてご活躍頂いた方の中から指導薬剤師を新たに認定し、暫定指導薬剤師から正規の指導薬剤師へとバトンタッチする方針であります。そのような体制をなるべく速やかに構築するために向こう5年間は、研修施設での研修期間を最大5年遡って申請することを可能としました。ただし、この方式を利用して専門薬剤師を申請する際には、症例報告だけではなく、研修評価シートの提出を義務としました。この評価シートは、緩和医療専門薬剤師のコンピテンシーに示した項目毎に評価基準に達しているか、ご自身で根拠を添えて自己評価して頂くだけでなく、医師、看護師等の他職種からも評価頂き、また、必要に応じてレポート等の提出も必須としています。つまり、緩和ケアの現場で実際に高いレベルで活躍できる専門薬剤師を必要としています。なお、この評価方法については今年度発足したワーキンググループにて原案を考え、理事会で決定した現場に即した評価内容となっています。

ただ、今回お示した方法は、遡って研修期間とすることが可能な研修施設に勤務する薬剤師が対象となり、研修施設外に勤務する薬剤師にとって、研修施設での5年間の継続的な研修は非常にハードルが高いものとなります。そこで学会としては、研修施設へ実際に研修薬剤師として参加するシステムも併せて検討したいと思います。また、さらに多くの専門薬剤師を育成するための手段としてLMS（Learning Management System）を用いた教育システムを導入し、また、ICTを活用することで、研修施設のみならず研修者が所属する自施設での研修も可能にできるシステムを計画していますが、この実行はもう少し先になります。

また、この専門薬剤師制度は病院薬剤師が対象ですが、これからの医療は在宅へ地域医療へと移行しますので、地域で活躍する薬局薬剤師の育成が必須であり、併せて次年度から計画したいと思います。

以上、緩和医療専門薬剤師制度につきましては、学会事業として確立した制度に向け取り組んでまいりますので、会員の皆さまのご理解ご協力をいただけますよう宜しくお願い致します。

参照資料

緩和医療専門薬剤師養成研修コアカリキュラム 第2版

緩和医療専門薬剤師養成研修ガイドライン 第2版

緩和医療専門薬剤師 研修評価表（コンピテンシー）

緩和医療専門薬剤師研修マニュアル